

平 戸 市 監 査 公 表 第 1 6 4 号

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

令和 4 年 3 月 2 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 首 藤 毅 彦

第 1 監査の対象及び監査の期間

財務部税務課	令和 3 年 11 月 17 日（水）、18 日（木）
文化観光商工部商工物産課	令和 3 年 12 月 21 日（火）～23 日（木）

第 2 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく財務監査、行政監査及び定期監査

2 監査の対象とした事項

主に令和元年度及び令和 2 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

第 3 監査の方法

今回の監査は平戸市監査基準（令和 2 年 4 月 1 日施行）に準拠し、次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

1 収入に関すること

- (1) 収入事務が適法・適正に行われているか。
- (2) 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

2 支出に関すること

- (1) 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
- (2) 予算目的に反する支出はないか。
- (3) 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行われているか。
- (4) 契約の方法及び内容は適正か。

3 庶務関係事務

- (1) 公印の管理状況
- (2) 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況
- (3) 文書の処理、整理保存状況

4 補助金関係

補助金の交付申請、実績報告、精算手続きが適正に行われているか。

5 その他の事務

事業が適正かつ効率的に行われているか。

第4 監査の結果

主に監査の対象とした令和元年度及び令和2年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。

指摘事項等は次のとおりである。

<参考> 監査等の結果の区分と基準

区 分	基 準
勧 告	指摘事項のうち、公務の執行や信頼性等に大きな影響を及ぼすため、特に措置を講ずる必要があると認められるもの
指摘事項	<ul style="list-style-type: none">・法令、条例、規則等に違反していると認められるもの・予算を目的外に支出していると認められるもの・事務処理等が著しく適正さを欠いていると認められるもの・経済性、効率性、有効性の観点から問題があると認められるもの・前回までの指導事項で是正の努力がなされていないと認められるもの
指導事項	指摘事項のうち、軽微な誤りであり、今後、是正又は改善が必要と認められるもの
意 見	監査等の結果に添えて、組織及び運営の合理化に資するために、改善、検討などを促し、又は注意を喚起することが必要であると認められるもの

【財務部税務課】

〔指摘事項〕

平戸市固定資産評価審査委員会の書記について

平戸市固定資産評価審査委員会条例第3条第1項において、「委員会に書記2人を置く。」とし、同条第2項で「書記は、市職員のうちから、市長の同意を得て、委員長が任命する。」と規定されているものの書記の任命がされていない。

同条例第3条の規定に基づき、適正な事務処理に努められたい。

〔指導事項〕

例規の整備について

平戸市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例について、別表の区分の項中「固定資産評価審査委員会」の名称に誤りがみられた。

また、平戸市税条例施行規則について、別表2の根拠条文の項中の根拠条項と様式中の表題及び本文に文言の誤りがみられたので、適正な例規整備に努められたい。

〔意見〕

平戸市固定資産評価審査委員会の周知について

平戸市固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された価格に対する納税義務者からの不服を審査・決定するため、地方税法に基づき設置された中立的な機関である。

このことから、納税義務者に対し、同委員会の役割や審査の申出方法などについて、幅広く周知する必要があると思われるため、ホームページへの掲載を検討されたい。

【文化観光商工部商工物産課】

〔指導事項〕

1 例規の整備について

下記の例規については、条文と別表間及び条文と様式間に字句の相違、引用条文の誤りがみられたので、適正な例規整備に努められたい。

- ・平戸市企業立地奨励条例施行規則
- ・平戸市ネットショップ需要拡大対応支援事業補助金交付要綱
- ・平戸市新商品開発総合支援事業補助金交付要綱
- ・平戸市地域産業雇用創出チャレンジ支援事業補助金交付要綱

2 令和2年度中小企業等経営力強化促進支援事業補助金について

平成2年度において補助事業者Aは、機械類の購入にかかる補助事業において、購入額が申請額より低額となったにもかかわらず、申請額と同額の実績報告書を提出し、補助金を受給していた。

その後、同補助金の受給額に誤りがあったとして、令和3年5月17日付けで顛末書が提出された。

これを受け、市（商工物産課）は、補助事業者と機械類の納品業者への聴き取りを行い、この行為は同補助金交付要綱第11条第2号に規定する「虚偽、その他不正な手段により、当該補助金の交付を受けたとき。」に該当すると認定し、同補助金の一部の返還を命じている。

購入総額7,256,000円に対する修正額は6,149,440円で、補助金としては既交付額4,837,000円に対して修正交付額が4,099,000円となり、差額の738,000円に加算金32,324円を加えた770,324円を返還金としている。

このような事案があった場合、平戸市補助金等交付規則（以下「規則」という。）第17条第1項の規定によって補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、規則第18条第1項の規定によって当該取消しに係る部分に関し期限を定めて返還を命じ、規則第19条第1項の規定によって当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付させることになっている。

ところが、本事案においては補助金の交付の決定の一部を取り消さないまま、加算金を含めて返還を命じ、さらに、加算金の期間の終期である納付の日を事業者の聴き取り実施日としているが、聴き取り実施後に内容を検証することから、その後に納付の日を決定すべきであったと思われる。

さらに、本事案から浮かび上がった課題として、補助事業者からの報告（顛末書）がない限り、補助金の不正受給を見抜けなかったことがある。補助事業者への事前説明や現地調査を強化するなど再発防止に努められたい。

〔意見〕

平戸市田平港シーサイドエリア活性化施設の指定管理に係る管理物品について

平戸市田平港シーサイドエリア活性化施設の管理に関する基本協定書中、平戸市所有の管理物品のうち、厨房用什器・調理器具類 168 品目 426 個、厨房用食器類 29 品目 991 個について、当施設開業時から指定管理者が長年使用し、劣化が進み使用不能なものもあると思われるため、平戸市物品管理規則に基づき廃棄などの処分を検討されたい。